

岩手県高校教育会館会場使用申込要項

公益財団法人岩手県高校教育会館

〒020-0883 岩手県盛岡市志家町 11 番 13 号

TEL 019-624-0863 FAX 019-624-1006

1 はじめに

当法人は岩手県の高等学校及び県立特別支援学校の関係団体が設立した公益財団法人です。当法人が行う会議室等の貸与事業は、定款に定められた公益目的事業です。

使用希望者は申請にあたり、申込要項を熟読の上、所定の使用申込書等を提出してください。

使用の目的が公益的な活動（例えば不特定多数の人に役立つ催しや、その開催のための打合せ会議など）であると認められる場合、会場使用料金等に関わる優遇制度を適用します。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 岩手県高校教育会館（通称 高校会館）
- (2) 所在地 岩手県盛岡市志家町11番13号
- (3) 建物の概要
- ・施設内容 大ホール 中会議室 小会議室 応接室
 - ・駐車場 会議室等使用者用無料駐車場5台
ただし試験、講習会など参加者が多い場合、講師及び事務局の方の駐車に限りませす。事前に申込みください。

3 料金、使用条件等

(1) 会場使用料金表

①下記は平日の使用料金一覧です

②土日祝日は下記料金に10%を加算した金額となります

③詳しくはホームページ、または事務局に直接お電話でご確認ください

		応接室	小会議室	中会議室	小・中会議室	大ホール
		(10人収容)	(24人収容)	(30人収容)	(70人収容)	(200人収容)
		1階	2階			3階
午前	9:00~12:00	1,980円	5,940円	8,800円	11,770円	16,060円
午後	13:00~17:00	2,640円	8,030円	11,660円	15,730円	21,450円
夜間	18:00~21:00	3,960円	9,240円	11,990円	14,410円	19,250円
終日	9:00~17:00	4,400円	10,120円	14,740円	19,910円	31,020円
昼夜	13:00~21:00	4,730円	12,650円	18,480円	24,970円	35,860円
全日	9:00~21:00	5,170円	17,820円	26,070円	35,090円	51,370円

(2) 次の場合、上記会場使用料金について20%を助成し優遇します。

①学校教育に関わる活動を行う場合

②「優遇制度適用申請書」を提出し、使用目的が公益事業に相当すると当法人が認めた場合

(3) 設備・備品

設備・備品についてはホームページ、または事務局に直接お電話でご確認ください。

(4) 使用条件

- ① 使用申込書に記載した目的の使用に限ります。
- ② 使用料金は使用日当日事務局が発行する請求書により、指定する期日までに納入してください。
- ③ 危険物、悪臭・騒音の発生や発火の危険性がある設備等は持ち込むことができません。また、室内での火気使用及び喫煙はできません。喫煙は3階の所定の場所で行ってください。なお、状況により喫煙室を閉鎖する場合があります。
- ④ 公序良俗、法令、使用条件等に違反する行為があったときは、使用中であっても退去していただくことがあります。
- ⑤ 施設使用权の譲渡及び転貸はできません。

4 使用対象者

使用対象者は次の項目すべてを満たす法人、団体及び個人とします。

- ① 主たる活動の内容が、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 公共を害するおそれのある活動
- ② 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある活動を行う団体等及びその構成員が所属している団体等でないこと
- ③ 使用条件等を遵守できること

5 使用手続き

(1) 予約完了までの流れ

電話にて会議室、設備・備品等の空き状況を確認して仮予約をした後、下記(3)に記載の書類を提出してください。申込書の受付をもって本予約となります。申込の受付時間は午前9時から午後5時までとなっております。(土曜、日曜、祝祭日は除きます。)

(2) 予約受付期間

原則として、使用日の1年前から予約を受け付けます。ただし、使用目的が公益事業に相当すると当法人が認める者の使用予約については、1年以上前であっても受け付けます。

(3) 提出書類

- ・「岩手県高校教育会館会場使用申込書」

優遇制度の適用を申請する場合は下記書類も提出してください。

- ・「優遇制度適用申請書」
- ・開催内容に関する要項、チラシ・パンフレット等（または任意書式の事業概要）

電話での仮予約後、速やかに、FAXまたは郵送でご提出ください。

申し込みにあたりご提出いただいた書類は返却いたしません。

また、優遇制度が適用された使用者の申込書等は、岩手県の公益法人認定等審議会の求めに応じ審議会へ開示する場合があります。書類に虚偽の記載をした場合、優遇制度適用は無効となります。

6 その他

(1) 会場、会館施設、備品等を汚損、損傷、亡失された場合は復旧にかかる費用を使用者にご負担いただきます。

(2) 使用される会場内外における盗難、紛失、汚損、破損、または火災や自然災害による損害について一切の責任をおいませのでご了承ください。

(3) 会場の機材・設備等の故障により使用者及び来場者の所期の目的が達成されなかった場合には、使用者への請求予定金額内での補償となりますのでご了承ください。

2014年4月1日改定

2019年10月1日改定

2024年4月1日改定